⑷　基本方針の評価と見直し

①　基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第１に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

②　施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③　基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

⑸　関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、ＮＰＯ、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

⑹　その他

①　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、ＮＰＯその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

②　効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第３　都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

１．手続についての指針

⑴　自立促進計画の期間

自立促進計画の運営期間は、５年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

⑵　他の計画との関係

自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

⑶　自立促進計画策定前の手続

①　調査・問題点等の把握

自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握する。

ア　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）

イ　母子家庭及び父子家庭における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）

ウ　平均年間所得（就業形態ごと、就業種別ごとの額）

エ　就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）

オ　母子家庭及び父子家庭の養育費等の取り決め率、取得率及び平均額

カ　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況

キ　母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数

ク　当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況

ケ　その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値

コ　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向

②　基本目標

①の調査・問題点等の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。

③　合議制機関からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項又は第４項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。

④　関係者等からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、ＮＰＯ、母子生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の意見を求める等、当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。

⑷　自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定

①　評価

次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、⑶①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

②　施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③　次の自立促進計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。

２．自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針

⑴　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1.⑶①で把握した問題点を記載する。

⑵　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第２の１．を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第２の２．を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

⑶　福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力その他の各項目について、⑴に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次に掲げるものを記載する。

①　厚生労働大臣が提示した施策

第２の３．⑵に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

②　都道府県等及び市等独自の施策

第２の３．⑵に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策